

平成 26 年 3 月 6 日 全 12 頁

# 法律・制度 Monthly Review 2014. 2

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 2月は、東証が上場会社に社外取締役である独立役員1名以上確保の努力義務を課したこと（10日）、日本版ステュワードシップ・コードに関する有識者検討会の報告書が公表されたこと（26日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○2月の法律・制度レポート一覧	2
○2月の法律・制度に関する主な出来事	2
○3月以後の法律・制度の施行スケジュール	4
○今月のトピック	
なるほど NISA 第4回 英国の ISA との制度比較	5
○レポート要約集	9
○2月の新聞・雑誌記事・TV等	12
○2月の大和総研ウェブサイトコラム	12

## ◇2月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
4日	なるほどNISA 第3回 なぜ、どのような経緯でNISAが導入されたか？	吉井 一洋 是枝 俊悟	税制	5
7日	独立取締役確保の努力義務 ～法制審の附帯決議を受けて、東証が規則を改正～	横山 淳	金融商品 取引法	2
10日	企業グループ内の資金融通と貸金業法－2 ～規制緩和へ、貸金業法施行令等の改正案の 意見募集中～	堀内 勇世	金融制度	8
13日	なるほどNISA 第4回 英国のISAとの制度比較	是枝 俊悟	税制	6
14日	法律・制度 Monthly Review 2014.1 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	9
26日	バーゼル委、レバレッジ比率の要件緩和 ～【最終報告】レポ、デリバティブの ネットティングを一部容認～	鈴木 利光	金融制度	13
27日	「保証」についての改正の検討① ～保証一般、連帯保証 ～基礎事項も交えて、民法・債権法の改正の 検討状況を探る～	堀内 勇世	その他法律	14
	バーゼル委、安定調達比率のルール制定へ ～【市中協議文書】バーゼルⅢのもう一つの 流動性規制、制定プロセスへ～	鈴木 利光	金融制度	18

## ◇2月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
3日	◇日本公認会計士協会等、「中小企業の会計に関する指針（平成25年版）」を公表。
5日	◇証券監督者国際機構（IOSCO）、「クラウドファンディング：急速に拡大する未成熟な市場」と題するワーキングペーパーを公表。
6日	◇平成25年度補正予算が参議院で可決・成立。
7日	◇金融庁、自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）等を公表。 退職給付に関する会計基準の改正に伴う農業協同組合等における自己資本比率等の 計算方法の改正案（21日まで意見募集）。
10日	◇東証、上場会社に社外取締役である独立役員1名以上確保の努力義務を課す。 ◇IOSCO、「信用格付会社の基本行動規範」と題する市中協議報告書を公表。
13日	◇経済産業省、「平成25年純粋持株会社実態調査」の結果速報を公表。連結納税制度の適用を受けている純粋持株会社の割合が29.0%であることなどが明らかに。 ◇日証協、社債の取引情報の報告・発表に関する「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正案を公表（28日まで意見募集）。

14日	◇金融商品取引法令に違反する行為を行った者の氏名等の公表に関する内閣府令等が公布。インサイダー規制の改正の細則等が定められる（4月1日施行）。
17日	◇金融庁、「金融市場のためのグローバルな取引主体識別子（LEI）付番機関の募集について」を公表（2月27日まで募集）。 ◇金融庁、「銀行法施行規則第十四条の二第二項の規定に基づき銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部を改正する件（案）」等を公表（3月18日まで意見募集）。国内基準行向けバーゼルⅢの適用に係る所要の規定の整理等の案。 ◇平成25年分所得税の確定申告期間が始まる（3月17日まで）。
18日	◇金融庁、自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示を公表。国内基準行向けバーゼルⅢの開示に関する告示（3月31日適用）。 ◇企業会計審議会、「監査基準の改訂に関する意見書」を取りまとめる。 ◇米国連邦準備理事会（FRB）、外国銀行に対する規制強化の最終案を採択。
24日	◇金融庁、銀行法施行規則等の一部改正案、監督指針（案）を公表。自己資本比率の変動を生ぜしめる行為のうち主要なものに係る届出事項を追加する改正（3月25日まで意見募集）。 ◇金融庁、早期是正措置に関する省令等の一部改正案を公表。信用金庫を対象とした早期是正措置に関する改正（3月4日まで意見募集）。 ◇金融庁、「我が国金融機関による、中小企業の経営改善支援・事業再生支援等に関する調査」の報告書を公表。
25日	◇金融庁、「主要行等向けの総合的な監督指針」および「金融検査マニュアル」等の改正案を公表。反社会的勢力への対応および上場銀行における社外取締役設置に係る監督指針等の改正案（3月26日まで意見募集）。 ◇企業会計基準委員会（ASBJ）、企業会計基準公開草案第56号（企業会計基準第12号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」および企業会計基準適用指針公開草案第51号（企業会計基準適用指針第14号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」を公表（4月24日まで意見募集）。 ◇消費者委員会、「クラウドファンディングに係る制度整備に関する意見」を公表。 ◇日証協、「NISA（少額投資非課税制度）に関するQ&A」を改訂。「株式数比例配分方式」を選択せず非課税とならない場合の取扱いについて詳細に記載。
26日	◇日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会、「『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」を公表。 ◇金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正が公布。総合取引所に係る政令・内閣府令等のうち行為規制に係る部分を除くもの（3月11日施行）。 ◇経済産業省、産業競争力強化法における「企業実証特例制度」および「グレーゾーン解消制度」の活用状況について公表。
28日	◇金融庁、「保険会社向けの総合的な監督指針」および「保険検査マニュアル」等を改正し、同日適用。「統合的リスク管理態勢」に関する規定の整備などを定める。 ◇保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令等が公布。退職給付会計基準の改正に伴い連結ソルベンシー・マージン比率の算式を改正（3月31日より施行）。

## ◇3月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2014年	3月16日	◇高齢顧客への勧誘による販売に係る「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の改正の一部施行（社内規則の制定を義務化）。
	3月17日	◇平成25（2013）年分所得税の確定申告期限。第1回目の国外財産調書（平成25年12月31日分）の提出期限。
	3月24日	◇東証のデリバティブ市場が大証に統合される。
	3月31日	◇国内基準行向けバーゼルⅢの適用開始。 ◇「退職給付に関する会計基準」の改正（未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の計上）について2014年3月期の期末から強制適用。
	4月1日	◇消費税率が5%から8%に引き上げ。 ◇住宅ローン減税の控除限度額が拡充。 ◇2014年度以後に入学する生徒より一定所得以上の世帯から公立高校の授業料を徴収。 ◇2014年度以後に70歳となる人から、70歳～74歳の医療費窓口負担割合が2割に（現行1割）。 ◇「企業結合に関する会計基準」の改正について早期適用が可能に。 ◇「退職給付に関する会計基準」の改正（退職給付債務・勤務費用の計算方法の見直しなど）について2015年3月期の期初から原則適用開始。 ◇東証の上場株券に係る時価総額基準等の一部変更措置が解除（時価総額基準等の引き上げ）。 ◇情報伝達行為等に対するインサイダー取引規制の施行。
	12月1日	◇投資信託等のトータル・リターンの通知制度の適用開始。
2015年	1月1日	◇相続税・贈与税の抜本改正（相続税・贈与税の最高税率の55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の4割縮減など）の施行。 ◇所得税の最高税率が40%から45%に引き上げ。
	3月31日	◇復興特別法人税の課税期間の終了（注）。
	4月1日	◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%に引き上げ。
	12月31日	◇「教育資金の一括贈与非課税措置」における金融機関の口座への拠出可能期間が終了。
2016年	1月1日	◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。

※2014年2月28日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月決算法人の例を記載している。

（注）現行法上は2015年3月31日に廃止される予定であるが、2013年12月12日発表の自由民主党・公明党「平成26年度税制改正大綱」では、復興特別法人税を現行法より1年前倒しで廃止するとしている。

## ◇今月のトピック

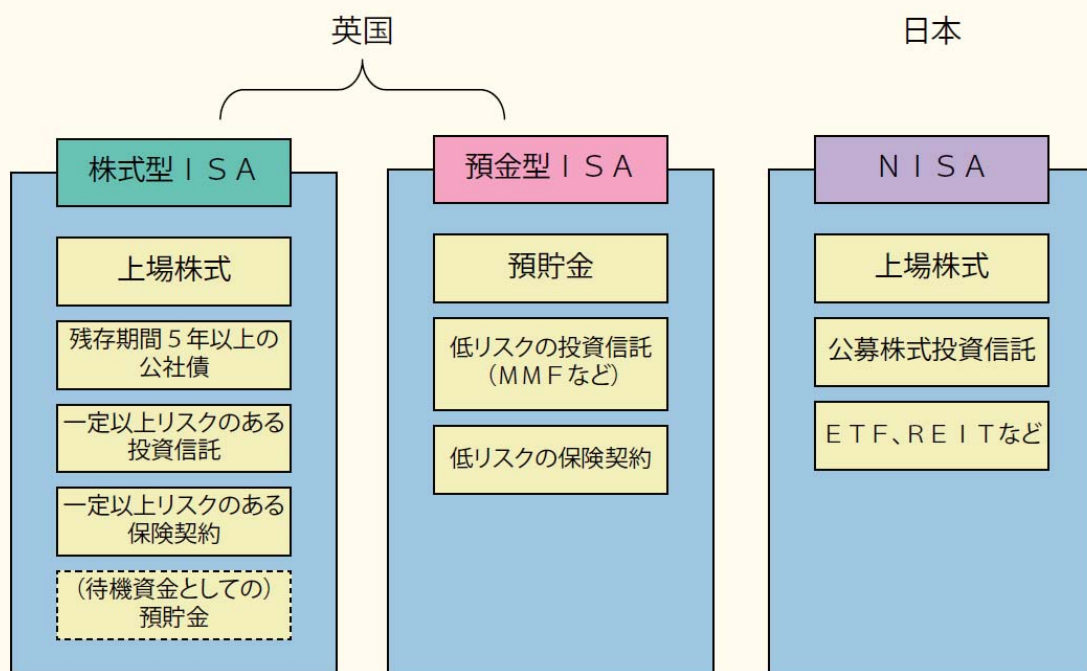
## なるほど NISA 第 4 回 英国の ISA との制度比較

2014 年 2 月 13 日 是枝 俊悟

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140213\\_008215.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140213_008215.html)

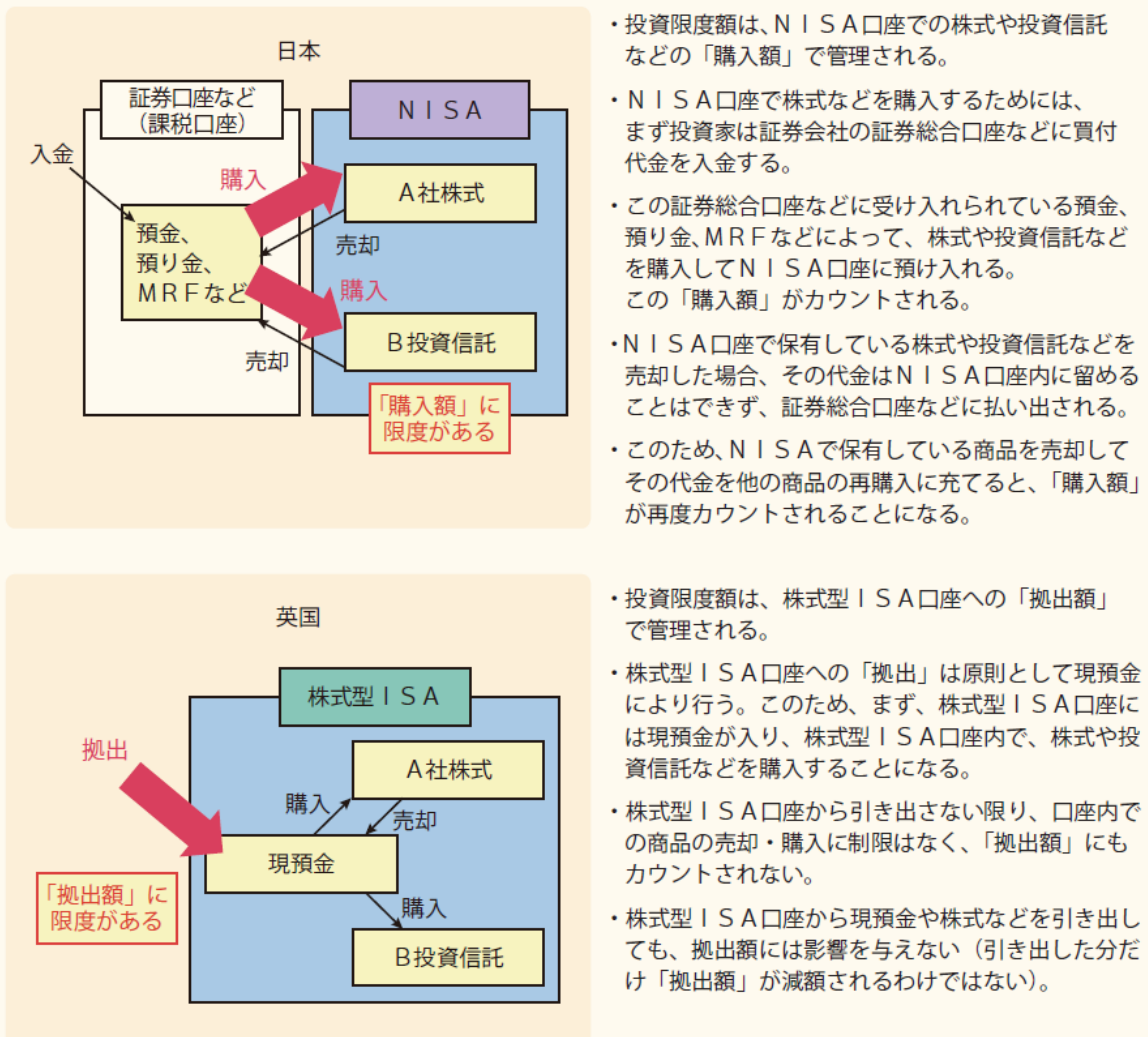
※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。

図表 1 英国と日本の ISA の運用対象商品



(出所) 英国内国歳入庁資料、日本の法令等をもとに大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 日本は「購入額」、英国は「拋出額」で投資限度額を管理



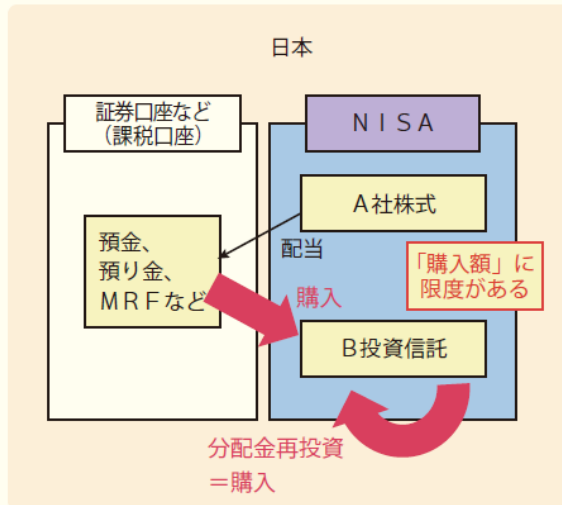
- 投資限度額は、NISA口座での株式や投資信託などの「購入額」で管理される。
- NISA口座で株式などを購入するためには、まず投資家は証券会社の証券総合口座などに買付代金を入金する。
- この証券総合口座などに受け入れられている預金、預り金、MRFなどによって、株式や投資信託などを購入してNISA口座に預け入れる。この「購入額」がカウントされる。
- NISA口座で保有している株式や投資信託などを売却した場合、その代金はNISA口座内に留めることはできず、証券総合口座などに払い出される。
- このため、NISAで保有している商品を売却してその代金を他の商品の再購入に充てると、「購入額」が再度カウントされることになる。

- 投資限度額は、株式型ISA口座への「拋出額」で管理される。
- 株式型ISA口座への「拋出」は原則として現預金により行う。このため、まず、株式型ISA口座には現預金が入り、株式型ISA口座内で、株式や投資信託などを購入することになる。
- 株式型ISA口座から引き出さない限り、口座内での商品の売却・購入に制限はなく、「拋出額」にもカウントされない。
- 株式型ISA口座から現預金や株式などを引き出しても、拋出額には影響を与えない（引き出した分だけ「拋出額」が減額されるわけではない）。

(出所) 英国の内国歳入庁資料、日本証券業協会「英国のISA (Individual Savings Account) の実施状況等について」(平成24年11月)などを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成



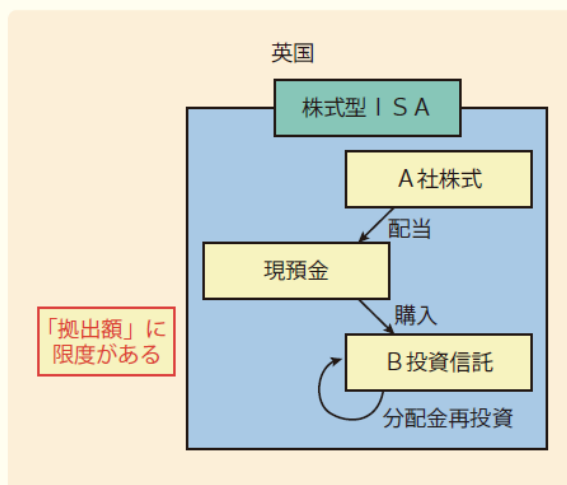
図表 3-1 配当や分配金の再投資の考え方



- NISA口座で保有している株式や投資信託について配当や分配金が支払われると、それはNISA口座内に留めることはできず、NISA口座外の証券口座などに支払われる。
- このため、これらの配当や分配金で新たな株式や投資信託を購入する場合、「購入額」にカウントされる。
- 分配金再投資型の投資信託でも同じ仕組みで、一度NISA以外の口座に支払われた上で、再度「購入」したものと扱われるため、やはり「購入額」にカウントされる。

(出所) 英国の内国歳入庁資料、日本証券業協会「英国のISA (Individual Savings Account) の実施状況等について」(平成 24 年 11 月)などを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3-2 配当や分配金の再投資の考え方



- 株式型ISAで保有している株式や投資信託に配当や分配金が支払われると、株式型ISA口座内に現預金として留めておくことが可能。
- その現預金は、新たな株式や投資信託などの購入代金に充てることができる。これは、新たに株式型ISAに資金を「抛出」したわけではないので、「抛出額」にはカウントされない。
- 分配金再投資型の投資信託でも同じ仕組みで、新たに株式型ISAに資金を「抛出」したわけではないので、「抛出額」にはカウントされない。

(出所) 英国の内国歳入庁資料、日本証券業協会「英国のISA (Individual Savings Account) の実施状況等について」(平成 24 年 11 月)などを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 NISAと英国ISAの比較

	日本 (NISA)	英国 (ISA)	
		株式型	預金型
期間	2014年～2023年	1999年～（当初2009年までの10年間の予定で導入。2007年改正で恒久化）	
利用者の資格	20歳以上	18歳以上	16歳以上
投資対象	上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、ETF、REITなど）	株式、公社債、投資信託、保険契約、預貯金等	預貯金、低リスクの公社債投資信託（MMF等）、低リスクの保険契約
非課税対象	配当・分配金、譲渡益	配当・分配金、譲渡益、利子（預貯金の利子は課税）	利子
年間購入・ 拠出限度額 （非課税枠）	100万円	合計で11,520 £（約190万円※）	
		11,520 £（約190万円※）	5,760 £（約95万円※）
従業員持株会 からの移管	不可	可能	—
収益分配金等 の再投資	年間購入額に算入 （非課税枠を消費）	年間拠出額に不算入 （非課税枠を消費せず）	年間拠出額に不算入 （非課税枠を消費せず）
売却額の 再投資	売却した分の元本も再投資額も年間購入額に算入 （非課税枠を消費）	年間拠出額に不算入 （非課税枠を消費せず）	年間拠出額に不算入 （非課税枠を消費せず）
引出し	制限無し	制限無し。年間拠出限度額が引き出した分だけ増えることは無い。	制限無し。年間拠出限度額が引き出した分だけ増えることは無い。
金融機関 の変更	4年ごと（2014年度税制改正で毎年可能に）	毎年及び年途中でも可能	毎年及び年途中でも可能
投資残高及び 開設口座数	475万口座 （2014.1.1）	4,428億 £（約73兆円※）〔2013年〕 2,436万人〔2011年4月〕	
		2,222億 £（約37兆円※）〔2013年〕 777万人〔2011年4月〕	2,206億 £（約36兆円※）〔2013年〕 1,658万人 〔預金型のみ2011年4月〕

※ 1 £ = 165円で換算

（出所）英国の内国歳入庁資料、日本証券業協会「英国のISA (Individual Savings Account) の実施状況等について」（平成24年11月）などを参考に大和総研金融調査部制度調査課作成



## ◇レポート要約集

### 【4日】

#### なるほどNISA 第3回 なぜ、どのような経緯でNISAが導入されたか？

2014年1月1日からスタートしたNISAですが、導入までの制度設計には紆余曲折がありました。NISAの導入は、上場株式の配当・譲渡益の10%税率の引上げと切っても切り離せない関係があります。今回は、NISA導入の経緯について解説します。なお、本レポート内の税率には、復興特別所得税を含んでいません。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140204\\_008179.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140204_008179.html)

### 【7日】

#### 独立取締役確保の努力義務 ～法制審の附帯決議を受けて、東証が規則を改正～

2014年2月5日、東京証券取引所は、上場会社に対し、独立取締役（取締役である独立役員）を少なくとも1名以上確保する努力義務を課す規則（有価証券上場規程）の改正を行った。これは、2012年の法制審議会の附帯決議を受けたものである。

2014年2月10日から施行される。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140207\\_008199.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140207_008199.html)

### 【10日】

#### 企業グループ内の資金融通と貸金業法－2 ～規制緩和へ、貸金業法施行令等の改正案の意見募集中～

2014年（平成26年）1月27日、金融庁から「貸金業法施行令等の一部を改正する政令（案）」等が公表され、意見募集が行われている。

この中には、2013年（平成25年）12月13日の「金融・資本市場活性化に向けての提言」の中にも関連記載があった企業グループ内の資金融通に関する規制緩和が提案されている。

この提案によれば、貸金業に当たらず資金融通しあえる子会社の範囲を拡大するなどの緩和が行われることになる。

現在、2014年4月1日の施行が目指されている。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140210\\_008203.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20140210_008203.html)

### 【13日】

#### なるほどNISA 第4回 英国のISAとの制度比較

日本のNISAは英国のISAに倣って創設されました。株式や投資信託を購入できること、配当や分配金、譲渡益などが非課税となることなどが日本のNISAと英国のISAの共通点です。しかし、英国のISAでは預貯金や公社債も購入できたり、運用期間に制限がなかったりするなど、日本のNISAと異なる点もあります。今回は、英国のISAと日本のNISAの制度を比較してみます。

[http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140213\\_008215.html](http://www.dir.co.jp/research/report/finance/nisa/20140213_008215.html)

**【14日】****法律・制度 Monthly Review 2014.1****～法律・制度の新しい動き～**

1月の法律・制度に関する主な出来事と、1月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

1月は、上場株式等の配当・譲渡益等の税率（個人）が10.147%から20.315%に引き上げられたこと（1日）、NISAにおける新規投資が可能となったこと（1日）、単体財務諸表の開示の簡素化に関する改正案が公表されたこと（14日）、産業競争力強化法が施行されたこと（20日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140214\\_008216.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140214_008216.html)

**【26日】****バーゼル委、レバレッジ比率の要件緩和****～【最終報告】レポ、デリバティブのネットtingを一部容認～**

2014年1月12日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、レバレッジ比率の改訂版（改訂テキスト）を公表している。

改訂テキストは、2013年6月に公表された市中協議文書に寄せられたコメント及び銀行データの慎重な検討・分析を踏まえ、レバレッジ比率の枠組みに係る最終報告を示したものである。

改訂テキストは、エクスポージャー額（分母）の計測方法において、いくつかの点で市中協議文書を緩和している。

変更点のうち、とりわけ金融業界から歓迎されたのが、レポ取引等のSFTにおけるネットtingの許容である。というのも、市中協議文書が提案していたようにネットtingを一切認めないこととした場合、日米欧の大手行は、レポ取引による借入に対し、合わせて少なくとも1800億ドル相当の資本を上乗せする必要があるとまで報じられていたためである。

そこで、次なる議論の焦点は、レバレッジ比率の分子の行方に移行している。

まずは、目下「3%」とされている最低要件であるが、米国の提案（2013年7月）は一定の規模の銀行持株会社に対してTier1ベースで5%（対象行の中の預金取扱銀行については6%）のレバレッジ比率を要求しており、BCBSの議論に影響を与える可能性がある。

また、目下「Tier1」とされている資本の内容であるが、BCBSはこれを「普通株式等Tier1」に厳格化する可能性を示唆している。

実施スケジュールとしては、2013年1月から2017年1月までの試行期間において3%の比率をテスト、その試行期間の結果を踏まえて2018年1月から「第1の柱」の下での取扱いに移行することを視野に2017年中に最終調整をする（開示は2015年1月から）。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140226\\_008262.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140226_008262.html)

## 【27日】

### 「保証」についての改正の検討①～保証一般、連帯保証 ～基礎事項も交えて、民法・債権法の改正の検討状況を探る～

民法の債権関係の部分（債権法）の改正が、法務省の法制審議会民法（債権関係）部会で検討されている。

ここでは、家を借りたり、商売などに関連してお金を借りたりする場面で出くわすこともある「保証」について取り上げたい。

特にこのレポートでは保証一般と連帯保証に関する部分につき、法制審議会民法（債権関係）部会の資料を基に検討状況を探っていく。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140227\\_008267.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20140227_008267.html)

### バーゼル委、安定調達比率のルール制定へ

#### ～【市中協議文書】バーゼルⅢのもう一つの流動性規制、制定プロセスへ～

2014年1月12日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢ安定調達比率の見直しに関する市中協議文書」（市中協議文書）を公表している（コメント提出期限は2014年4月11日）。

安定調達比率（NSFR：Net Stable Funding Ratio）とは、「安定調達額（資本＋預金・市場性調達の一部）」を「所要安定調達額（資産×流動性に応じたヘアカット）」で除した割合を指す。BCBSは、2010年12月に公表したバーゼルⅢにて、新たにNSFRをバーゼル規制に加えている。

市中協議文書は、2010年12月公表のバーゼルⅢテキストにおけるNSFR部分の改訂案であり、一部の要件の緩和や明確化が施されている。

NSFR導入の目的は、銀行の流動性リスク態様の長期的強靱性を高めることにある。その手段として、銀行に対し、常により安定的な資金調達源を確保したうえで業務を行うことを促すための追加的なインセンティブを設けている。

そこで、NSFRは、対象期間（time horizon）を1年とし、資産・負債が持続可能な満期構造を保つように策定されている。

市中協議文書では、銀行の維持すべきNSFRを100%以上とすることを提案している。これを言い換えると、流動性の源となる安定的な資本・負債（安定調達額）を、流動性を生むことが期待できない資産（所要安定調達額）以上に保有することを求める旨提案している。

BCBSは、NSFRの適用を2018年1月から開始することを提案している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140227\\_008266.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20140227_008266.html)

## ◇2月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
週刊ダイヤモンド (2月15日号)	数字は語る 一手取り年収300万円でも家計簿と 先取り貯蓄で年100万円貯められる	是枝 俊悟
Financial Adviser (3月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol. 36 2014年度の児童手当と高校無償化見直し	是枝 俊悟
日本経済新聞 (2月28日付朝刊1面)	消費税増税の家計への影響について 試算掲載	是枝 俊悟

## ◇2月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
2月13日	銀行の自己資本比率規制:経過措置(グランドファザリング) を考慮しないことの是非 <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20140213_008200.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20140213_008200.html</a>	鈴木 利光
2月26日	種類株式を活用した中長期保有株主の優遇措置について <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20140226_008259.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20140226_008259.html</a>	吉井 一洋